

夜間校庭開放実施要綱

昭和 63 年 8 月 27 日制定

平成 13 年 4 月 1 日改正

平成 22 年 9 月 1 日改正

平成 24 年 3 月 30 日改正

改正 平成 28 年 2 月 23 日 要綱第 3 号

1. 目的

区民のスポーツの場として学校の校庭を夜間開放し、グループ活動の促進を図る。

2. 対象

区教育委員会に登録してある品川区社会教育関係団体およびその他区内の団体。

3. 開放校と主な種目

戸越小学校	テニス・ソフトボール・ゲートボール	第二延山小学校	テニス・サッカー・グラウンドゴルフ
芳水小学校	テニス・ゲートボール	第四日野小学校	テニス・サッカー・グラウンドゴルフ
荏原平塚学園	テニス・サッカー・ソフトボール・グラウンドゴルフ	東海中学校	テニス・サッカー・グラウンドゴルフ
鈴ヶ森中学校	テニス・サッカー・ソフトボール・ゲートボール	富士見台中学校	テニス・サッカー・グラウンドゴルフ
山中小学校	テニス・サッカー・グラウンドゴルフ	荏原第一中学校	テニス・サッカー・ソフトボール・グラウンドゴルフ
中延小学校	テニス	豊葉の杜学園	テニス・サッカー・グラウンドゴルフ
品川学園	テニス・サッカー	荏原第六中学校	テニス・サッカー・グラウンドゴルフ
立会小学校	テニス・サッカー	日野学園	テニス・サッカー
戸越台中学校	テニス		

※上記以外の種目は、学校との協議が必要。

※サッカー・ソフトボールは練習のみとする。

4. 開放日時

品川区立学校施設使用条例および同条例施行規則にもとづく一般使用と同様とする。ただし、学校教育に支障のない範囲において次のとおりとする。

(1) 開放日 通年(年末年始および学校行事等で使用する場合は除く)

(ただし中延小学校は当分の間 日・月曜日を除く)

(2) 開放時間 19:00～21:00

(ただし中延小学校は当分の間 18:00～20:00とする)

5. 使用料

有料(品川立学校施設使用条例および同施行規則の定めるところによる)

6. 使用時における事故の責任の所在

使用時における事故の責任の所在は、原則として使用者が負うものとする。

7. 使用手続きと申込方法

品川区立学校施設使用条例施行規則および同実施要綱の定めるところによる。

8. 注意事項および禁止事項

夜間校庭開放に伴う注意事項および禁止事項は、開放校ごとに定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。